

あすわか先生がチェック！ 安保法制懇の報告書

氏名 安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会

問：憲法9条の解釈を変更し、集団的自衛権を「限定的に」行使することはできるか、説明しなさい。

(答) 以下のように、6つの厳しい要件によって限定することができます。

① 密接な関係にある国が攻撃を受ける

自国と関係のない紛争に手を出すのは「ヤンキーのケンカ」であって、初めから自衛権の名に値しません。そんなものを条件にしたって、何の限定にもなりません。当たり前すぎます！

→ 同盟国に限定してないんですね。そうすると、基準は何か？
当たり前ですね。集団的自衛権とはそういうものです。攻撃を受けたことを被った事例っていうのも過去にはありましたが、どうやって区別するのですか？

② 放置すれば日本の安全に大きな影響が出る

→ 「大きな影響」って何でしょうか。風が吹けばオケ屋がもうかる式の理屈で、いくらでも言えてしまいますね。

③ 攻撃された国から行使を求める明らかな要請がある

→ 要請もないのに、行くことがあるのですか？頼んでないのに来られたら、ただの罠「侵略」「迷惑」ですよ！

④ 首相が総合的に判断する

→ これをわざわざ条件にする意味が分かりません。首相が政策決定をするときには、総合的に判断するのは当たり前では？

⑤ 原則として国会の承認を受ける必要がある

→ 「原則として」ということは例外もあるんですね？(★にコメント)

⑥ 攻撃を受けた国とは別の国の領域を自衛隊が通る場合は、その国の許可を得る

★例外の場合、首相の独断で行使できてしまう、ということ？行政(首相の行動)は法律に従わなきゃいけないのに、そんなことがあり得るのですか？

当たり前です!! 許可なく人の家に入れば不法侵入、許可なく国の領域に入れば「不法入国」「侵略」です。元々自衛隊ではありません。

【先生より】

「集団的自衛権を限定的に行使する」ための条件といえながら、元々決まりきった当たり前のことばかり書かれています。これでは、何も限定したことになりません。

そもそも、改憲手続を経ないで憲法の解釈を変えることにムリはありますか？憲法の基本に戻って、もう一度よく考えてみましょう。

【採点者】 ♡明日の自由を守る若手弁護士の会♡



解釈改憲 誤り

赤旗日曜版に自民元幹事長 加藤紘一さん登場

5月3日憲法記念日 前後に各社は世論調査結果を報道。毎日新聞5月10日付は、「改憲反対増という点は各社ともピタリ一致、1年で世論が大きく変化」としています。
そんな中、赤旗日曜版5月18日号に自民党元幹事長の加藤紘一さんが登場し思いを語り

ました。「第2次大戦で失墜した日本への信頼は、憲法9条で回復したところが大きい」。しかし集団的自衛権行使容認をすれば信頼を失い、かつ「米国の要請で地球の裏側まで」自衛隊が行くことは十分想定される。「昔、『再び戦争の道を歩ませない』と聞いた時は『大きな話』と思ったが、最近『万が一』とも思う。「日本共産党はしっかりとっているが、本当に腹のすわった抵抗勢力が少ないから」である。「自民党も考えなおさなきゃいけない。：異論を排除しても右に行くようになってきているから」と語っています。
庄内日報17日付「一日一題」は「集団的自衛権を今認める時期か」の見出しで、「集団的自

衛権が紛争の抑止力になるとしても、一方で他国から攻撃を受ける可能性も避けられない。：重大事項を決めるのは国民であるべきだ。集団的自衛権は憲法改正で正々堂々と国民に問うのが筋で」とあると論じています。
註 集団的自衛権の行使とは、自国が攻撃されていないのに、他国と他国が互いに殺し合う戦争で、一方の側に参戦し武力行使すること。
「若手弁護士が「安保法制懇」の示した集団的自衛権を認める「6つの主な条件」をテスト風に添削、採点しています。
「元々決まりきった当たり前のことばかりで、何も限定していない」と指摘しています。

民報
藤島

2014年 5月25日

第950号

編集発行
日本共産党藤島支部

生活相談所
加藤紘一(宝徳)
TEL0235-64-3941
携帯090-8929-4221
HPは「藤島 加藤紘一」と検索で入力を。

発行経費にカンパをお願いしています。民報配布者にご連絡下さい(月177円程度)
5月 17人 19,250円
4月 46人 45,000円

1週間繰り上げ ふじの花盆栽展



ふじの花盆栽展が17、18日、藤島地区地域活動センター（旧藤島公民館）で開催され、内陸からも観光客がみえました。

藤島地域で消防春期訓練 庁舎・来賓・OBの出席なく

市消防団藤島方面隊の春期消防訓練が18日、藤島体育館駐車場でおこなわれました。



今年度から庁舎や市議会議員、消防OBの出席を求めず、消防団と分署による訓練となりました。

旧藤島町から続いていた伝統ある新年の初め式の廃止に続き、旧町村の防災力縮小が進み問題です。



九条違反なぜ急ぐ

九条違反、なして急

ぐんだがノー。集団的自衛権なんて言ってるが集団ではネー、アメリカと一緒に戦争できる国にすることなんだ。

▼与党をくんでいる所と国民を納得させるために、アメリカが孤立して攻撃されている場合ナンテあり得ない話を持ち出したり、グレイゾーンなどと海賊が出たときなどの話を持ち出してきたぜ。

ですヨ。戦争をしないためにどうするかを考えた対応するのが憲法を守る政治の仕事で、それが外交でしょ。

▼大きなノシ袋を持って五輪開催候補地とか国連の常任理事国になりたいから、俺さクミシテクツチャというのも外交ですが、TPPは外交ではないです。国民にウソをついている交渉はすぐ止めろだ。

▼先に言ったようにアメリカと一緒に戦争したいからなんですから、ゴマカサレチャイケナイですよ。

▼海賊だったら捕えるのはサツの仕事、海上保安庁の仕事じゃないですか。海賊は日本だけの問題ではないですから国際的に対応することで、自衛隊の出る幕じゃないですナ。

▼積極的平和主義は、ケンカしない方向から考えることですぜ。歴代の首相で一番多く外国へ行っている（俺に言わせれば日当が一番稼いでいる）首相だとされているようにですが、海賊が出る海に關しての外まわりはありましたかネー。

▼警察が撃つ弾と自衛隊が撃つ弾は、意味が違うでしょ。軍隊が撃てば闘い、つまり戦争

▼急ぐんだつたら、そっちを回ってからにしてヨ。もっと急いですることは震災復興たぜ。

（石川）

長沼・下通で横浜の保育園 との田植え交流

庄内産直センターと横浜の小雀みどり保



育園、戸塚みどり保育園の2つ園（園児・小学生23人、保育士など11人）との田植え交流会が18日、長沼下通の本間薦さんの田んぼで開催されました。

生産者と子どもたちがマンツーマンで田植えをおこない、市農林水産部や藤島庁舎産業課の職員も参加し交流を深めました。

